

要 望 書

全国市議会議長会は、平成22年度地方税財政対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成21年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 山 下 勝 利
(大洲市議会議長)

1. 地方交付税の増額と機能の強化について

平成20年秋の世界的な金融危機以降、厳しい経済状況が続くなか、明年度においても、国・地方とも大幅な税収減が予想されている。

特に、地方交付税はこれまで三位一体改革等さまざまな名目の下、大幅な削減がなされてきた結果、現下の地方財政は未曾有の財政危機に直面しており、地域間の財政力格差も懸念されている。

都市自治体が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、地方の固有財源である地方交付税の更なる増額とその機能の強化が不可欠である。

よって国においては、「地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに的確に応えられるようにする」との三党連立政権合意を踏まえ、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映することにより、総額を増額するとともに、財源不足額については、法定率の引き上げ等により必要額を確保すること。

2. 財源保障機能及び財政調整機能の強化

地域間の財政力格差を是正し、人々の暮らしを支える公

共サービスを提供するため、地方交付税本来の機能である財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。

3. 地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

地域間格差が拡大する中、財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。

また、景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

4. 「地方共有税」の導入

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

5. 地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。

2. 都市税源等の充実強化について

地方の再生と地域の活性化を図るためには、地方税をはじめとする一般財源の充実確保を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直し、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図ることが重要である。

よって、国においては、平成22年度の税制改正にあたり、地方分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性が少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

2. 自動車関係諸税の現行の税収維持

自動車関係諸税の暫定税率については、極めて厳しい地方の財政状況、大幅に遅れている地方の道路整備状況に鑑み、代替財源を示すことなく安易な廃止は行わないこと。

仮に暫定税率を廃止する場合には、的確な減収補てん措置を講じること。

3. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

なお、個人住民税については、所得税と同様の現年課税方式とすること。

(2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限70%は堅持すること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

また、現下の地方財政の危機的状況を考慮し、地方公共団体が法人住民税を企業等に還付する際の還付加算金の割合を引き下げること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税

率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

4. 基地交付金・調整交付金の増額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ、固定資産税の評価替えの翌年度に、これまで3年ごとに増額されていることに鑑み、増額措置を講ずること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 地方分権改革を一層推進するためにも、政令指定都市については、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管にあたっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

6. 環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

7. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9. 非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構が発行する振替債の利子に係る非課税制度の創設

地方公共団体金融機構が発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

10. 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充

我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達円滑化を図るため、振替地方債の利子に係る現行の非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充すること。

11. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

3. 地方債資金の所要額の確保等について

景気の悪化に伴う大幅な税収減により、多くの地方自治体にとって財源の確保が極めて厳しい状況のなか、地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本整備や個性豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するためには、安定した資金である地方債の所要額を確保することが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方債資金の所要額の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金の所要額を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2. 公債費負担対策の拡充

過去に高金利で借り入れた政府資金及び公営企業金融公庫資金については、地方自治体の公債費負担の更なる軽減を図るため、平成21年度までの3年間に限って認められた補償金なしの繰上償還等の軽減措置を平成22年度以降も延長するなど、繰上償還又は低金利の借換えについて特段の要件緩和措置を講ずること。また、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3. 合併特例債等の制度拡充

合併特例債等の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率の引き上げを図ること。

4. 地方債の貸付条件の改善

地方債の発行にあたっては、対象事業の拡大や充当率の引き上げ、償還期限の延長等、貸付条件の改善を図ること。

4. 地方公営企業の経営健全化等について

地方公営企業は、地域住民の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしているが、多様化する地域住民のニーズや環境問題、さらには規制緩和等の諸問題に対処しなければならず、その経営は極めて厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 公営企業繰出金の所要額確保等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2. 地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化を図るため、各地域に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、地域住民の日常生活に密接に関連する上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。

5. 国庫補助負担金の整理合理化について

国庫補助負担金制度は、地方の財政運営を制約したり政策実施の自由度を狭めていることから、国と地方の役割分担の基本に沿って見直しを行うべきである。

特に、地方自治体の事務事業として、同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金及び零細補助金等については、速やかに一般財源化するとともに、地方自治体の自主的な対応に委ねることが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、平成22年度から維持管理費に係る負担金を廃止することに加え、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的改革を実現すること。

2. 国庫補助負担金の削減

国庫補助負担金の削減にあたっては、財政面における地方の自由度を高めるため、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまで国庫補助負担金そのものを廃止し、一般財源化を図ること。

3. 地方の自由度・裁量権の拡大

国庫補助負担金の改革と併せて、地方の自由度・裁量権

が大幅に拡大するよう、国による地方への関与・規制の撤廃に取り組むこと。

4. 同化・定着・定型化している国庫補助金及び零細補助金の一般財源化

地方自治体の自主的な対応に委ねることが適当な分野に係る国庫補助金及び零細補助金については、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等を十分検討した上で、速やかに地方へ一般財源化すること。